

(仮称) 埼玉アイスアリーナネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

公益財団法人埼玉県体育協会（以下「本会」という。）は、（仮称）埼玉アイスアリーナ（以下「本施設」という。）のオープンに合わせ、本施設の愛称を命名する権利を企業等に与えることで、企業名やブランド名などの広告機会を提供し、これにより得られる対価を財源とした、公園の機能の増進とスポーツ振興事業の拡充を図ることを目的として、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

2 ネーミングライツ事業の概要

(1) 内容

本会は、本施設の愛称を命名する権利を取得する企業等を募集し、命名された愛称を施設名称として使用する対価としてパートナーにご負担いただく命名権料を、本施設の躯体の維持管理及び収益事業等から生じた収益の50%をスポーツ振興事業の拡充に役立てます。

また、本会と運営会社は愛称を積極的に使用し、次の(2)主な効果が得られる取り組みに努めます。

ただし、愛称は広く一般的に用いる呼称であり、本会が行う手続き等の施設名「埼玉アイスアリーナ」を変更するものではありません。

(2) 主な効果

<p>パートナー</p>	<p>宣伝効果：愛称の本施設への掲示、広報媒体への掲載、大会やイベントの開催を通じたマスメディアへの反復露出などにより、企業やブランド・商品名の宣伝効果が期待できます。</p> <p>地域社会への貢献：公園施設（スケート場）を整備することで、氷上スポーツ活動の支援により地域社会へ貢献することができます。合わせて、イメージアップや競合他者との差別化が図れます。</p> <p>施設の利用：パートナーが施設を利用できる日を設けます。社員の福利厚生やCM撮影、顧客・株主招待といったことにも活用できます。</p>
<p>本会・県民</p>	<p>スポーツ振興事業の拡充：収益事業等から生じた収益の50%を公益目的事業に繰入ることにより、スポーツ振興事業の拡充が図れます。活動基盤が整備される事で、いつでも・だれでも、個人の趣向にあった氷上スポーツ活動をすることができます。</p> <p>郷土への愛着：呼びやすく、親しみのある愛称は、県民の郷土への愛着が醸成されます。</p>

3 募集内容

(1) 対象施設

(仮称) 埼玉アイスアリーナ (埼玉県上尾市日の出4丁目386番地)
県内初！待望の通年型国際規格リンク！

【参照：別紙1「(仮称) 埼玉アイスアリーナ施設概要」】

(2) 提案金額

契約金額 年額1, 200万円以上(消費税別)

※ 1万円単位で提案してください。

※ 初年度(平成26年度)は、契約金額の5/12相当額(予定)

(3) 契約期間

原則、平成26年11月1日から平成31年3月31日(4年5ヶ月)

※ 3年を限度とし、屋外広告物等許可申請書の手続きが必要となります。

(4) 費用負担

区分	パートナー	本会	運営会社
本会および本施設の印刷物、ホームページへの掲載		○	○
施設及び整氷車への名称看板並びにライトアップ用の照明の設置、維持管理および契約終了時の撤去	○		
愛称による第三者の商標権等の侵害	○		
屋外広告物等許可申請書の手続き		○	

※詳細は契約時に協議します。

(5) 愛称の条件

ア 企業名やブランド(商標)などを用いた愛称を命名することができます。

イ 県民が呼びやすく、親しみやすい愛称を命名してください。

ウ 施設イメージに合った、分かりやすい愛称を命名してください。

エ 契約期間中の愛称の変更はできません。

オ 愛称及び館銘板(愛称看板)は、埼玉県屋外広告物条例及び埼玉県屋外広告物条例施行規則に基づいたものに限りします。

カ 愛称には必ず次の表示を必須と致します。

(ア) 「埼玉」若しくは「彩の国」を愛称の一部に加えること

(イ) 愛称は「アイスアリーナ」若しくは「IceArena」を使用すること。

キ 場合により愛称と合わせて施設名を併記することがあります。

ク 大会など催事の時は、その案内板や大会看板を設置する場合があります。その

場合、その大会等の協賛企業名が併記される場合があります。

【参照：別紙2「埼玉県屋外広告物条例」】

【参照：別紙3「埼玉県屋外広告物条例施行規則」】

【参照：別紙4「埼玉県屋外広告物条例のしおり」】

※ 参照：別紙2・3・4については埼玉県ホームページをご覧ください。

(6) パートナーメリット

ア 本施設の愛称命名権（※上記(5)の条件に合う愛称を命名してください。）

イ 本施設、整氷車への愛称看板の設置

(ア) 建物の外壁3箇所（エントランス（正面玄関）上部、建物東側・北側壁面）（高さ1.5m×幅10m）

(イ) 整氷車2台（概ね2時間おきにリンクを整氷）

ウ 本施設利用権

4～9月のうち、大型連休期間を除く1日を、専用利用日とすることができます。

職員の福利厚生やイベント開催、株主へのアピール、CM撮影など、アイデア次第で活用してください。

エ 本施設ホームページへパートナーのバナー広告をリンク致します。

オ 館内広告の優先利用が出来ます。（配置・料金等は別途協議）

カ その他、希望があれば契約交渉時に協議いたします。

但し、管理運営にかかる調達物品（運営会社分も含む）の選定を除きます。

【参照：別紙5「パートナーメリットの概要」】

4 応募資格

(1) 応募できる企業等

県内に事業所等を開業している法人格を有する企業・団体およびそれらのグループが応募の対象です。ただし、公園施設の設置目的を鑑み、以下の者は除きます。

ア 次の業種を営む者または業種

(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種

(イ) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する業種

(ウ) 債権取立て、示談引き受け等に関する業種

(エ) たばこ

(オ) ギャンブルにかかるもの

(カ) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設

(キ) 占い、運勢判断等に関するもの

(ク) 興信所・探偵事務所等

(ケ) 法令等に定められた許可等を受けることなく業を行うもの

- (コ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (サ) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の事業者
- (シ) 各種法令等に違反しているもの
- (ス) 行政機関からの行政指導を受け改善をしていないもの
- (セ) 特定の政党を支持し、または、これに反対するなどの政治的活動を行なっているもの
- (ソ) 特定の宗教を支持し、または、これに反対するなどの宗教的活動を行なっているもの
- (タ) 前各号に掲げるもののほか、愛称の命名及び館銘版（愛称看板）を掲載する業種又は事業者として適当でないもの
- (チ) 国・都道府県・市町村に納めるべき税金に未納がある者
- (ツ) 暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年3月18日条例第39号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

5 事業説明会

パートナーの募集に関する説明会を下記の通り開催致しますので、参加希望の方は「ネーミングライツパートナーの募集に関する説明会申込書」【別紙6】に必要事項をご記入のうえ、当該電子ファイルを添付した電子メールを下記の送付先に送信してください。送信者へは着信確認を返信します。

送付先：公益財団法人埼玉県体育協会 アイスアリーナ担当

E-mail: saitamaken@japan-sports.or.jp

電子メールの件名は「ネーミングライツの募集説明会申込書」としてください。

- (1) 日時 平成26年8月20日（水） 14：00～
- (2) 会場 〒362-0031
埼玉県上尾市東町三丁目1679番地
スポーツ総合センター（説明会場は当日表示します。）

6 応募方法

(1) 応募期間

平成26年8月7日（木）から平成26年8月29日（金）午後5時まで

(2) 提出書類 (企画書)

- ア (仮称) 埼玉アイスアリーナネーミングライツパートナー申込書【様式1】
- イ 愛称及び館銘版(愛称看板)イメージ図【様式2】
- ウ 企業等の概要(沿革, 業務内容など)に関する資料(任意様式)
- エ 定款、寄附行為、規約等
- オ 登記事項証明書(商業登記 現在事項証明)
- カ 国・都道府県・市町村に納めるべき税金に未納がないことを証明する書類
- キ 社会貢献活動の実施状況が分かる資料(任意様式)
- ク 直近3期分の損益計算書および貸借対照表(またはこれに代わる書類)

(3) 提出方法

提出書類を全てまとめ、以下のいずれかの方法で提出してください。

- ア 郵送: 書留郵便により応募期間の最終日必着で郵送してください。(申込書(企画書)であることを表示すること)
- イ 持参: 応募期間の月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前9時00分から正午および午後1時から5時までの間に、提出先に直接ご持参ください。

(4) 提出先

- ア 郵送: 〒362-0031
埼玉県上尾市東町三丁目1679番地
スポーツ総合センター内
公益財団法人埼玉県体育協会 アイスアリーナ担当
- イ 持参: 上記アに同じ

(5) 質問の受付

パートナーの募集に関する質問を以下の方法で受け付けます。

ア 受付期間

平成26年8月7日(木)から平成26年8月22日(金)午後5時まで

イ 受付方法

「ネーミングライツパートナーの募集に関する質問書」【様式3】に必要事項を記載のうえ、当該電子ファイルを添付した電子メールを下記ウの送付先に送信してください。送信者へは着信確認を返信します。

ウ 送付先: 公益財団法人埼玉県体育協会 アイスアリーナ担当

E-mail: saitamaken@japan-sports.or.jp

電子メールの件名は「ネーミングライツに関する質問」としてください。

エ 回答方法

- (ア) 受け付けた全ての質問は、原則として質問者を特定できない内容で、本会ホームページ(<http://www.saitama-sports.or.jp/>)に随時掲載して回答します。

- (イ) 上記「5事業説明会」までに回答が整った質問については、当日配布致します。

(6) 応募の辞退

申込書を提出後に応募を辞退する場合は、文書による辞退届（任意様式）を提出してください。

7 選定方法

(1) 優先交渉者の選定

提出書類に基づき、（仮称）埼玉アイスアリーナネーミングライツパートナー審査会が総合評価を行い、ネーミングライツ事業契約の優先交渉者を選定します。

優先交渉者は本会と協議を行い、契約を締結してパートナーとなります。

(2) 提案の失格

提出された提案が以下のいずれかにあたる場合は失格とします。

ア 応募参加資格がない者が提出した企画書

イ 応募者の記名押印のない申込書（企画書）又は記入事項若しくは印影の判読できない申込書（企画書）

ウ 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない企画書

エ 応募者が2以上の申込みをしたときは、その全部の企画書

オ 金額を訂正した申込書による企画書

カ 愛称の条件に違反した企画書

カ 評価項目の「愛称」及び「適格性」の評価が著しく低いもの

キ 提出書類に虚偽があるもの

ク その他応募および選定に関し不正があったとき

(3) 結果の通知

ア 選定の結果は、応募者に文書で通知します。

イ 優先交渉者は、下記の日時に第1回の協議を行ないます。

(ア) 日時 平成26年9月5日(金) 16:00～

(イ) 会場 〒362-0031

埼玉県上尾市東町三丁目1679番地

スポーツ総合センター内

公益財団法人埼玉県体育協会1F 会議室

(4) 結果の公表

本会と優先交渉者が協議を行い、ネーミングライツ事業契約を締結した場合は、パ

ートナー名、本施設の愛称、契約金額、契約期間を公表します。
 なお、パートナー以外の応募者の情報は公表しません。

8 契約の締結等

(1) 契約の締結

- ア 優先交渉者の選定後、本会と優先交渉者は速やかに契約に必要な協議、調整を行い、ネーミングライツ事業契約を締結します。
- イ 優先交渉者と契約の締結に必要な協議が整わない場合、本会は次点の者と契約に向けた協議を行うこととします。
- ウ 契約期間の始期は本施設のオープン日としますが、施設の周知・広報や施設名の掲示などの事前準備に必要な事項は、契約締結日以降に行えることとします。

(2) 契約の解除

契約締結後に、パートナーが以下のいずれかに該当する場合には、本会は契約を解除することができます。

なお、この場合、現状回復等に必要な費用はパートナーが負担するものとし、残る契約期間の契約金額の2.9%に相当する額を、違約金として負担していただきます。

- ア 契約に違反したとき
- イ 「4 応募資格」に規定する資格を満たさなくなったとき
- ウ 社会的に著しい不祥事や反社会的な行為を行ったことにより、本施設のイメージが損なわれる恐れが生じたとき

(3) 次期契約の優先交渉権

パートナーは、次期の契約について優先的に交渉できるものとします。

9 スケジュール

パートナーの選定から契約期間の開始までは、以下のスケジュールで行う予定です。

平成26年8月下旬	ネーミングライツパートナー審査委員会
9月5日	優先交渉権者との協議
9月中旬	契約締結（契約内容の公表）・施設パンフレットの作成
10月	ホームページ作成・館銘版（愛称看板）の設置
11月1日	契約期間開始

10 担当

公益財団法人埼玉県体育協会 アイスアリーナ担当

〒362-0031 埼玉県上尾市東町三丁目1679番地(スポーツ総合センター)
電話:048-779-5895(代表) E-mail:saitamaken@japan-sports.or.jp
緊急の場合を除き、連絡は電子メールでお願いします。
電子メール件名は「【アイスアリーナNR】〇〇〇〇〇について」としてください。